

平成27年度 講習会

必見！2020年までの省エネ基準適合義務化の第一弾！！ 建築物省エネ法案についての講習会

住宅・建築物の省エネ対策を巡る今後の動向を理解して、技術力・営業力を高めて不安要素を払拭しましょう！！

今回の法案(建築物省エネ法)の主なものとしては、以下のとおりです。

- ・2000㎡以上の非住宅建築物の新築等に係る省エネ基準適合義務+適合性判定・確認検査【新】
- ・3000㎡以上のその他の建築物(住宅含む)の省エネ措置の届出義務
- ・建売戸建住宅を供給する住宅事業者に対する住宅トップランナー制度
- ・省エネ性能の表示制度【新】、誘導基準適合建築物の容積率特例【新】等

この法案は、6月12日時点で国会審議中です。いち早く皆様にご理解頂くために国土交通省より宮森氏をお招きし、今回の講習会では、法案の概要を法文と資料を照らし合わせて分かりやすく説明頂く予定です。

(別紙法案の概要資料をご参照下さい。)

また、法案の誘導措置としての表示制度や容積率特例制度に加え、法案以外の国の補助金・税制等の支援メニューについても紹介頂きます。今後、設計業務を行う上で大変重要な内容が盛りだくさんです。設計業務に携わる人だけではなく、現場で施工される職人の方や現場監督の方々も、今まで以上にひとつのチームとして建築の環境づくりに貢献していく時代が来ると思います。質疑については講義の内容にも反映出来るようにあらかじめ参加の方々にご意見等募りたいと思っております。質疑の時間も充分確保しました。広く皆様のご参加をお待ちしています。

【日 時】 平成27年 7月 11日 (土)

13:55 ~ 16:50 (受付開始 13:30)

【講習会会場】 横浜情報文化センター6階 情文ホール

(横浜市中区日本大通11番地)

【講師】 国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室 課長補佐 宮森 剛氏 (みやもり たけし)

【対象】 建築士会会員 ・ 一般 ・ 学生

【会 費】 無料

【募集人数】 200名 (先着順)

【申込方法】 E-mailの場合は、下記項目を明記頂き、

① 講習会名 ② 氏名(フリガナ) ③ 会員番号 ④ メールアドレス ⑤ 緊急連絡先電話番号

⑥ 講習会当日の質疑用にあらかじめご意見、質問等を募集致しますので備考欄にご記入下さい。

FAXの場合は、下記フォームに記入の上

E-mailの場合: kankyout@kanagawa-kentikusikai.com

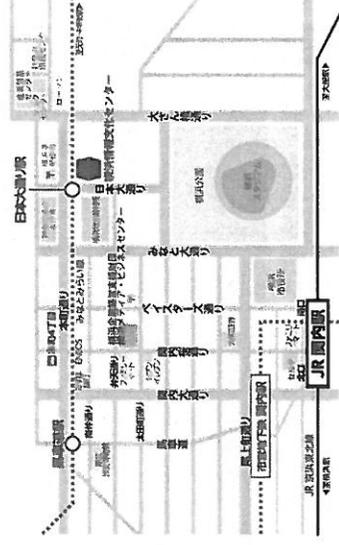
FAXの場合: 045-201-0784 へお申し込みください。

申し込みの締め切りは前日までとなります。(懇親会にご参加可能な方は備考欄に加筆下さい。)

※講習会終了後、懇親会を予定しております。是非ご参加下さい。(会費: 約3,000円)

注) 募集人数超過でご参加頂けない場合以外は、受け付け等のご連絡は差し上げませんのでご了承ください。

＜ 案内図 ＞



みなとみらい線日本大通り駅より徒歩0分
(3番出口から)

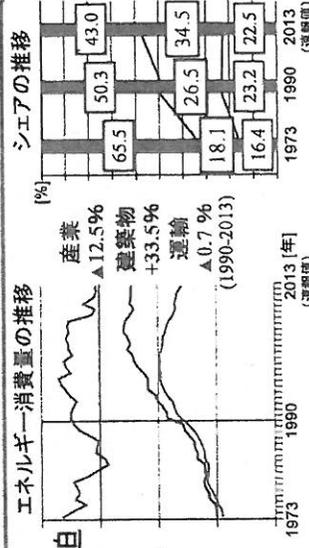
フリガナ 氏 名	
会員番号またはCPD番号	会員 ・ 一般 ・ 学生
メールアドレス	
緊急連絡先電話番号	
備 考 欄	

● 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の建築物のエネルギー消費性能の適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法案の概要

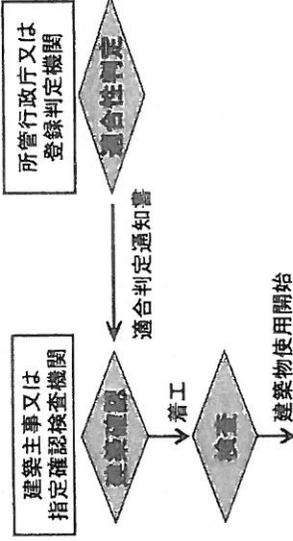
- 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の判定を受ける義務
- ③ 建築基準法に基づき建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



規制措置

その他の建築物

一定規模以上の建築物(政令: 300㎡)
※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務

＜省エネ基準に適合しない場合＞
必要に応じて所管行政庁が指示・命令

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅

*住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

＜住宅トップランナー基準に適合しない場合＞
一定数(政令: 年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が勧告・公表・命令

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。

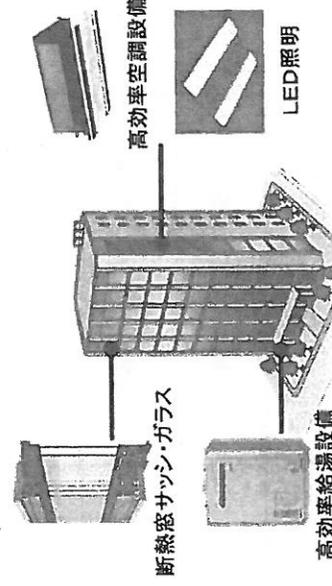
省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例*を受けられることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

誘導措置

[省エネ性能向上のための措置例]



- その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)